

**香川県条例第33号**

香川県使用料、手数料条例及び建築基準法施行条例の一部を改正する条例  
 (香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～511 略				1～511 略			
512 略				512 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料	略		
512の2～515 略				512の2～515 略			
515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料	略			515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料	略		
515の3 法第43条第2項第1号		1件	27,000円				

の接道に関する認定申請手数料			
516 法第43条第2項第2号の接道に関する許可申請手数料	略		
517～550 略			
551 法第85条第5項の仮設興行場等建築許可申請手数料	略		
551の2 法第85条第6項の仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	16万円
552 法第86条第1項の一団地の認定申請手数料	略		
553～598 略			

備考  
略

の接道に関する認定申請手数料			
516 法第43条第1項ただし書の接道に関する許可申請手数料		1件	33,000円
517～550 略			
551 法第85条第5項の仮設建築物建築許可申請手数料		1件	12万円
552 法第86条第1項の一団地の認定申請手数料	略		
553～598 略			

備考  
略

(建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、<u>法第43条第3項</u>の規定に基づく建築物の敷地又は建築物と道路との関係に関する制限の付加及び法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の<u>附加</u>、<u>法第43条第2項</u>の規定に基づく建築物の敷地又は建築物と道路との関係に<u>ついての制限の附加</u>及び法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。